

## 組織及び業務全般の見直し内容を踏まえた検討状況及び中期目標・中期計画等への反映状況確認資料

- 本資料は、文部科学大臣が決定した組織及び業務全般の見直し内容を受け、各国立大学法人における検討状況及び中期目標・中期計画等への反映状況を確認するものです。
- 「組織及び業務全般の見直し」では、次期中期目標・中期計画について、各法人の特性を踏まえた一層の個性化が明確であること、実現に向けた具体的な取組内容を可能な限り定量的に明らかにすること、新たな課題に留意したものであること等が求められていることについて、ご留意下さい。

記述内容	学内における検討状況	検討の結果・反映状況	中期目標・中期計画等への反映状況		備考
			中期目標における記述・場所	中期計画における記述・場所	
記入の留意点	「組織及び業務全般の見直し」を踏まえて検討した内容について記載して下さい。	どのような検討結果か、及び検討結果がどのように中期目標・計画に反映されているかについて記入して下さい。	中期目標における記述・記載場所について記入願います。	中期計画における記述・記載場所について記入願います。	中期目標・中期計画等で「引き続き検討を行う」としている場合には、具体的な検討方法(検討体制・組織等)やスケジュールを記入して下さい。
		検討の結果、中期目標・中期計画以外(年度計画、法人の定めるアクションプラン等)に反映して取り組む場合はその内容を記入して下さい。年度計画、法人の定めるアクションプラン等の記述例は(※補足あり)として備考欄へ記入して下さい。	—	—	年度計画、法人の定めるアクションプラン等の記載例を記入して下さい。
	そもそも見直すべき対象がない場合は、「該当なし」と記入して下さい。その他の欄は「—」を記入して下さい。	—	—	—	—
	記入は、主な内容で結構です。例えば「その他の学部・研究科等における組織の見直し」の事項について、全ての学部・研究科を網羅的に記入する必要はありません。	—	—	—	その他、補足事項があれば適宜記入して下さい。
例 (1) 大学院博士課程の組織の見直し 大学院の博士(後期)課程においては、法人のミッションに照らした役割や国立大学の機能別分化の促進の観点、又は学生収容定員の未充足状況や社会における博士課程修了者の需要の観点等を総合的に勘案しつつ、大学院教育の質の維持・確保の観点から、入学定員や組織等を見直すよう努めることとする。	博士課程を有する研究科(○○研究科、××研究科…)毎の検討を元に、学内の対応を取りまとめた。 【i】○○研究科については、0年連続で収容定員充足率が80%を下回っていること、今後の社会的需要はあまり期待されない見込みであることから、定員の削減が必要との結論に至った。 【ii】××研究科・□□研究科については、毎年一定の入学者を確保できており、今後も社会的な需要が期待される。しかし、今後めまぐるしく多様化する△△分野にキャッチアップしていくため、両研究科の体制を再検討することとした。	【i】○○研究科は定員削減し、より充実した教育研究を行う。(○人→◎人) 【ii】××研究科と□□研究科は、改編を前提に検討を行い、第2期中に結論を出し、実行に移すこととした。	【i】:別表に記載 【ii】:I教育・研究の質の向上 (3)研究の実施体制等に関する目標 (P5) ○ 今後めまぐるしく多様化する△△分野にキャッチアップし、より効率的・効果的な人材養成を行うため、研究体制を再検討し改善する。	【i】:別表に記載 【ii】:I教育・研究の質の向上 (3)研究の実施体制等に関する目標を達成するための措置 (P5) 各研究科の担当で検討チームを作り、統合も視野に入れた連携協力の可能性について多角的に検討し、3年をメドに両研究科の在り方について方向性を取りまとめる。残りの3年間で、新しい研究科のカリキュラムや教育研究体制について詳細を詰め、整次第新たな体制をスタートさせる。(※補足あり)	【ii】各研究科に担当者を置き検討チームとする。検討チームが各研究科の意見をとりまとめ、学内関係部署(含む:経営協議会、教育研究評議会)や関係者と調整し、3年をメドに方向性を取りまとめる。残りの3年間で、新しい研究科のカリキュラムや教育研究体制について詳細を詰め、整次第第1次開始。

例	(2) 法科大学院の組織の見直し 法科大学院においては、入学者選抜における競争性の確保が困難で、修了者の多くが司法試験に合格していない状況がみられる場合等は、法科大学院教育の質の向上の観点から、入学定員や組織等を見直すよう努めることとする。	該当なし	-	-	
例	③効果的・効率的な法人運営の推進 効率的な法人運営を行うため、例えば、他の大学との事務の共同実施の推進や、アウトソーシングの推進を図るとともに、農場、演習林、船舶等について、他の大学等との共同利用の推進を図るよう努め、併せて、保有資産の不断の見直し及び不要とされた資産の処分を有効活用、施設の計画的な維持管理の着実な実施等の施設マネジメントの一層の推進に努めることとする。 また、総人件費改革の取組を平成23年度まで着実に継続するとともに、例えば、人員配置の見直しや人事評価結果の活用などにより、組織の活性化及び効果的・効率的な業務運営に努めることとする。 さらに、随意契約について、各法人の見直し計画に基づく取組を着実に実施するとともに、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争等を行う場合には競争性、透明性を確保するなど、随意契約の適正化の推進に努めることとする。併せて、契約手続きの適正性について監事等へのチェックを要請するよう努めることとする。	○事務の効率化 効率化が求められる内容及び対応の優先順位、対応内容について検討。	中期目標・中期計画以外に反映(アクションプラン) 情報の共有化(学内LANを整備し、スケジュールや会議資料等の情報の共有化を図る。)については、既に学内のアクションプランに記載済みで第1期中から取り組んでおり、第2期中も引き続き対応予定。なお、本件は、中期目標・中期計画へ記載すべき優先度ではないと判断。(※補足あり)	-	※アクションプランの記載は下の通り。 ○学内LANを整備し、スケジュールや会議資料等の情報の共有化を図る。 共有化すべき情報を精査し、仕様を決定。 平成××年までに設備整備及びプログラミングを終了させ、半年の試運転を経て本格実施。
例	○組織の活性化等 人員配置の見直しについて全学的に検討。	「反映せず」 平成21年度末に全学的に人員配置を見直すことにしているため、当面はその体制で業務運営を行うことを確認。 なお、さらに改善の余地がないかは、定期的に確認していく予定。(※補足あり)	-	-	※平成21年度末の全学的な人員配置の見直しの概要は下の通り。 ○○企画室設置し、××課と△△課の業務の一部を移管。
例	○随意契約 学内での取組状況を確認し、今後必要な対応について検討を行った。	「反映せず」 随意契約の原則化は既に徹底して取り組んでおり、今後も引き続き同様に対応していく方針であるため。	-	-	

## 組織及び業務全般の見直し内容を踏まえた検討状況及び中期目標・中期計画等への反映状況確認資料

- 本資料は、文部科学大臣が決定した組織及び業務全般の見直し内容を受け、各国立大学法人における検討状況及び中期目標・中期計画等への反映状況を確認するものです。
- 「組織及び業務全般の見直し」では、次期中期目標・中期計画について、各法人の特性を踏まえた一層の個性化が明確であること、実現に向けた具体的な取組内容を可能な限り定量的に明らかにすること、新たな課題に留意したものであること等が求められていることについて、ご留意下さい。

### 1. 組織の見直し

記述内容	学内における検討状況	検討の結果・反映状況	中期目標・中期計画等への反映状況		備考
			中期目標における記述・場所	中期計画における記述・場所	
1 (1) 大学院博士課程の組織の見直し 大学院の博士(後期)課程においては、法人のミッションに照らした役割や国立大学の機能別分化の促進の観点、又は学生収容定員の未充足状況や社会における博士課程修了者の需要の観点等を総合的に勘案しつつ、大学院教育の質の維持・確保の観点から、入学定員や組織等を見直すよう努めることとする。					
2 (2) 法科大学院の組織の見直し 法科大学院においては、入学者選抜における競争性の確保が困難で、修了者の多くが司法試験に合格していない状況がみられる場合等は、法科大学院教育の質の向上の観点から、入学定員や組織等を見直すよう努めることとする。					
3 (3) 教員養成系学部等の組織の見直し 教員養成系学部においては、教員採用数の動向等も踏まえ、入学定員や組織等を見直すよう努めることとする。					

<p>4 (4) その他の学部・研究科等における組織の見直し  (1)～(3)に掲げる学部・研究科以外の学部・研究科等においても、当該分野に係る人材の需給見直し等を勘案しつつ、必要に応じ、入学定員や組織等を見直すよう努めることとする。</p>					
<p>5 (5) 附置研究所の組織の見直し  附置研究所においては、大学評価・学位授与機構の現況分析の結果等を踏まえ、当該研究所の設置目的や特色ある研究の達成、COE性の発揮に加えて、共同利用・共同研究機能の向上等の観点を総合的に勘案しつつ、研究の質の向上に向けた研究体制等を見直すよう努めることとする。</p>					
<p>6 (6) その他の組織の見直し  分野を融合した学際的な学部・研究科等の組織に関しては、当該組織の理念が達成されているか、社会の要請や時代の変化に対応した教育研究が行われているか等の検証を行い、各法人の実態に応じ、組織等を見直すよう努めることとする。  また、学内の様々な体制整備に際しては、必要に応じ、既存の組織の見直しも併せて進め、責任ある教育研究体制の維持・形成に努めることとする。</p>					

## 2. 教育研究、運営等の業務全般の見直し

記述内容	学内における検討状況	検討の反映状況	中期目標における記述内容・場所		備考
			中期目標における記述内容・場所	中期計画における記述内容・場所	
<b>(1)大学の教育研究等の質の向上</b>					
7 ①教育研究の質の向上 教育研究の内容に関しては、各法人が大学評価・学位授与機構による教育研究組織ごとの現況分析等の結果を十分踏まえ、自主的に見直すよう努めることとする。また、教養教育について、その内容や実施体制を含めた改善に努めることとする。					
8 ②社会貢献・地域貢献の推進 国立大学法人の公的な役割に鑑み、各地域における知の拠点として、生涯学習講座の提供や、研究成果や学術情報の公表など、社会貢献や地域貢献を一層果たすよう努めることとする。					
9 ③グローバル化の推進 高等教育のグローバル化を受け、国際化を一層推進するよう努めることとする。					
10 ④教育研究資源の有効活用 教育研究資源を有効活用し、質の高い教育研究を行う観点から、必要に応じ、教育課程の共同実施を行うよう努めることとする。 また、教員の採用や配置に当たり、女性、外国人、若手等の比率を考慮した教員構成の多様化や、女性等の能力の一層の活用に努めることとする。					

<p>11</p> <p><b>⑤学生支援機能の充実・強化</b>      経済的に困窮している学生等に対する支援の充実や、雇用情勢への対応を含めた就職支援の取組など学生支援機能の強化に努めることとする。</p>					
<p>12</p> <p><b>⑥附属病院の機能の充実・強化</b>      附属病院は、社会の要請に応えられる優れた医療人を養成する教育研究機関であるとの基本的認識を踏まえつつ、卒前教育と卒後教育の一体的な魅力ある教育プログラムの構築や地域との連携を推進すること等により、特色ある病院運営の強化に努めることとする。</p>					
<p>13</p> <p><b>⑦附属学校の機能の充実・強化</b>      附属学校は、学部・研究科等における教育に関する研究に組織的に協力することや、教育実習の実施への協力を行う等を通じて、附属学校の本来の設置趣旨に基づいた活動を推進することにより、その存在意義の明確化に努めることとする。</p>					
<p>14</p> <p><b>⑧附置研究所の機能の充実・強化</b>      全国共同利用機能を持つ附置研究所は、大学評価・学位授与機構の現況分析の結果等を踏まえて、共同利用・共同研究機能の向上に向けて業務を見直すよう努めることとする。</p>					

**(2)業務運営の改善及び効率化、財務内容の改善、その他業務運営**

15 <b>①法人のガバナンスの充実</b> 法人本部が各部局等を含めた法人全体をマネジメントできるような仕組みとするよう、法人内部のガバナンスの在り方を検討するよう努めることとする。 また、法人の特性を踏まえつつ、学長等の裁量による経費や人員等の配分など、学長のリーダーシップが図れる取組を進めるとともに、法人の運営改善に資するよう、経営協議会における運用の工夫改善や意見の内容及びその法人運営への反映状況などの情報の公表等により、学外者の意見の一層の活用を図るよう努めることとする。 さらに、監事監査や内部監査等の監査結果を運営改善に反映するサイクルの構築を図るよう努めることとする。					
16 <b>②財務内容の改善</b> 各法人は、外部資金の獲得や多様な資金調達による自己収入の増加、管理的経費の一層の抑制等についてさらに努めることとする。					

<p>17</p> <p><b>③効果的・効率的な法人運営の推進</b>      効率的な法人運営を行うため、例えば、他の大学との事務の共同実施の推進や、アウトソーシングの推進を図るとともに、農場、演習林、船舶等について、他の大学等との共同利用の推進を図るよう努め、併せて、保有資産の不断の見直し及び不要とされた資産の処分に努めることとする。さらに、既存施設の有効活用、施設の計画的な維持管理の着実な実施等の施設マネジメントの一層の推進に努めることとする。</p> <p>また、総人件費改革の取組を平成23年度まで着実に継続するとともに、例えば、人員配置の見直しや人事評価結果の活用などにより、組織の活性化及び効果的・効率的な業務運営に努めることとする。</p> <p>さらに、随意契約について、各法人の見直し計画に基づく取組を着実に実施するとともに、一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争等を行う場合には競争性、透明性を確保するなど、随意契約の適正化の推進に努めることとする。併せて、契約手続きの適正性について監事等へのチェックを要請するよう努めることとする。</p>					
<p>18</p> <p><b>④国民に対する情報提供の改善</b>      国立大学法人には多額の公的な資金が投入されていること、成果等が社会に還元されるべきものであることを十分認識し、国民に対する説明責任を十分に果たす観点から、各法人の実情や果たしている機能等を利用者の立場に立った国民に分かりやすい内容・形で情報提供するよう努めることとする。</p>					



<p>19 ⑤法令遵守体制の充実        経営協議会は審議すべき事項が法定されていることから、法定されている事項を報告事項として扱うことのないようにする等、法令遵守(コンプライアンス)体制を確保するよう努めることとする。</p>					
---	--	--	--	--	--